

令和 7 年
3 月 舟橋村議会定例会会議録（第 4 号）

令和 7 年 3 月 1 4 日（金曜日）

議 事 日 程

令和 7 年 3 月 1 4 日 午前 1 0 時 0 0 分 開議

日程第 1 議案第 1 号 令和 7 年度舟橋村一般会計予算から議案第 1 6 号 学習者用等端末の取得についてまで及び陳情第 1 号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書についての陳情の件から陳情第 3 号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書についての陳情の件まで

（常任委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

追加日程第 1 議案第 1 7 号 舟橋村監査委員会委員選任の件並びに議案第 1 8 号 舟橋村教育委員会委員任命の件

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

追加日程第 2 議員提出議案第 1 号 舟橋村議会の個人情報の保護に関する条例一部改正の件、議員提出議案第 2 号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書の提出について並びに議員提出議案第 3 号 最低賃金の全国一律制と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議事日程のとおり

出席議員（6 名）

1 番	小 杉 知 弘
2 番	古 川 元 規
3 番	加 藤 智恵子
5 番	森 弘 秋

6 番 竹 島 貴 行

7 番 前 原 英 石

欠席議員（１名）

4 番 田 村 馨

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 渡 辺 光

教 育 長 土 田 聡

総 務 課 長 山 崎 貴 史

生 活 環 境 課 長 田 中 勝

会 計 管 理 者 林 輝

代 表 監 査 委 員 川 崎 正 夫

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹

午前 10 時 00 分 開議

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は 6 人です。定足数に達していますので、令和 7 年 3 月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

日程に先立ち、4 番田村馨議員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第 1 号から議案第 16 号まで

及び陳情第 1 号から陳情第 3 号まで

○議長（古川元規） 日程第 1 議案第 1 号 令和 7 年度舟橋村一般会計予算から議案第 16 号 学習者用等端末の取得についてまで及び陳情第 1 号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書についての陳情の件から陳情第 3 号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書についての陳情の件まで、計 19 件を一括議題とします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

（常任委員長報告）

○議長（古川元規） 各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

森総務教育常任委員長。

○総務教育常任委員長（森 弘秋） 総務教育常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第 1 号 令和 7 年度舟橋村一般会計予算のうち当委員会所管部分、議案第 2 号 令和 7 年度舟橋村土地取得事業特別会計予算、議案第 6 号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第 7 号 令和 6 年度舟橋村一般会計補正予算（第 9 号）のうち当委員会所管部分、議案第 11 号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、議案第 13 号 舟橋村課設置条例一部改正の件、議案第 14 号 舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件、議案第 16

号 学習者用等端末の取得についてであります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情案件について審査結果をご報告いたします。

陳情第2号 最低賃金の全国一律制と中小企業支援の拡充を求める意見書についての陳情の件及び陳情第3号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書についての陳情の件については、それぞれ採択とするものであります。

以上をもちまして、総務教育常任委員長報告といたします。

○議長（古川元規） 次に、竹島産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（竹島貴行） 本定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第1号 令和7年度舟橋村一般会計予算のうち当委員会所管部分、議案第3号 令和7年度舟橋村国民健康保険事業特別会計予算、議案第4号 令和7年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第5号 令和7年度舟橋村簡易水道事業会計予算、議案第6号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第7号 令和6年度舟橋村一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管部分、議案第8号 令和6年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第9号 令和6年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、議案第10号 令和6年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第5号）、議案第12号 舟橋村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第15号 舟橋村都市計画審議会条例一部改正の件であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情案件について審査結果をご報告いたします。

陳情第1号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書についての陳情の件については、採択とするものであります。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告といたします。

○議長（古川元規） 以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質 疑）

○議長（古川元規） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（古川元規） これより、各案件に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） 討論がないようですから、討論を終わります。

（議案の採決）

○議長（古川元規） これより、採決いたします。

まず、議案第 1 号 令和 7 年度舟橋村一般会計予算から議案第 5 号 令和 7 年度舟橋村簡易水道事業会計予算までの 5 件を一括して採決します。

以上の案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議案第 1 号から議案第 5 号までの 5 件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号 専決処分の承認を求める件について採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号 令和 6 年度舟橋村一般会計補正予算（第 9 号）から議案第 10 号

令和6年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第5号）までの4件を一括して採決します。

以上の案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議案第7号から議案第10号までの4件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 舟橋村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例制定の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 舟橋村課設置条例一部改正の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号 舟橋村職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号 舟橋村都市計画審議会条例一部改正の件について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号 学習者用等端末の取得について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

（陳情の採決）

○議長（古川元規） 次に、陳情第 1 号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書についての陳情の件について採決します。

この陳情について、産業厚生常任委員長の報告は採択であります。

この陳情について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、陳情第 1 号については採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第 2 号 最低賃金の全国一律制と中小企業支援の拡充を求める意見書についての陳情の件について採決します。

この陳情について、総務教育常任委員長の報告は採択であります。

この陳情について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、陳情第 2 号については採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第 3 号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書についての陳情の件について採決します。

この陳情について、総務教育常任委員長の報告は採択であります。

この陳情について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立少数であります。

よって、陳情第 3 号については不採択とすることに決定いたしました。

日 程 の 追 加

○議長（古川元規） お諮りします。

ただいま村長から議案第 17 号 舟橋村監査委員会委員選任の件並びに議案第 18 号 舟橋村教育委員会委員任命の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号並びに議案第 18 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

議案第 17 号並びに議案第 18 号

○議長（古川元規） 追加日程第 1 議案第 17 号 舟橋村監査委員会委員選任の件並びに議案第 18 号 舟橋村教育委員会委員任命の件を議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（古川元規） 提案理由の説明を求めます。

渡辺村長。

○村長（渡辺 光） それでは、本日追加提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第 17 号 舟橋村監査委員会委員選任の件につきましては、川崎正夫委員が令和 7 年 4 月 30 日をもって任期満了となります。引き続き川崎正夫氏にお願いしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第 18 号 舟橋村教育委員会委員任命の件につきましては、大上和雄委員が令和 7 年 3 月 14 日をもって任期満了となります。引き続き大上和雄氏にお願いしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川元規） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 19 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は 6 人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（質 疑）

○議長（古川元規） これより、議案第 17 号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（古川元規） お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（古川元規） これより、採決いたします。

議案第17号 舟橋村監査委員会委員選任の件について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は6人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(質 疑)

○議長(古川元規) これより、議案第18号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古川元規) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

(討 論)

○議長(古川元規) お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古川元規) ご異議なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古川元規) 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

○議長(古川元規) これより、採決いたします。

議案第18号 舟橋村教育委員会委員任命の件について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古川元規) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は6人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

○議長（古川元規） お諮りします。

ただいま前原英石議員から議員提出議案第1号 舟橋村議会の個人情報の保護に関する条例一部改正の件、竹島貴行議員から議員提出議案第2号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書の提出について、田村馨議員から議員提出議案第3号 最低賃金の全国一律制と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてが提出されました。これらを日程に追加し、議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までを追加日程第2として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

議員提出議案第1号から議員提出議案第3号まで

○議長（古川元規） 追加日程第2 議員提出議案第1号 舟橋村議会の個人情報の保護に関する条例一部改正の件、議員提出議案第2号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書の提出について並びに議員提出議案第3号 最低賃金の全国一律制と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（古川元規） まず、議員提出議案第1号 舟橋村議会の個人情報の保護に関する条例一部改正の件について提案理由の説明を求めます。

前原英石議員。

○7番（前原英石） それでは、私のほうから、舟橋村議会の個人情報の保護に関する条例一部改正の件について提案理由説明をさせていただきます。

舟橋村議会の個人情報の保護に関する一部改正の件につきましては、「情報通信技術

の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）」の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に対応するため、法律及び条例の引用部分の改正及び所要の規定を整備するものであります。

慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。

○議長（古川元規） 次に、議員提出議案第2号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書の提出について提案理由の説明を求めます。

竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） それでは、ひきこもり支援の強化を求める意見書の提出に、前原議員、小杉議員の賛成を得て、提案理由の説明を行います。

富山県のひきこもり実態調査で、約9,000人が「広義のひきこもり群」に該当するとの推計結果が出ています。またこの調査で、ひきこもり群に該当する者の66%を40歳から64歳が占めており、ひきこもりの長期化、高年齢化が進む中で、80代の親と50代のひきこもりの子が孤立・困窮する「8050問題」や、親が亡くなった後の本人支援等の課題が大きな社会問題となっています。また全国の自治体では、福祉、医療、教育等の制度の下で関係部署・機関が連携して支援を実施していますが、ひきこもりの原因は多様かつ複合的であり、各制度の間で適切な支援を受けられない事例も少なくない現状があります。

ひきこもりの当事者やその家族、親族等に対する総合的な支援体制の確立が喫緊の課題となっており、国会及び政府に、ひきこもりの支援に関する法の整備をはじめ、ひきこもり支援体制強化が必要と考え、これを要望するものであります。

以上、提案理由説明を終わります。

○議長（古川元規） 次に、議員提出議案第3号 最低賃金の全国一律制と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について提案理由の説明を求めます。

加藤智恵子議員。

○3番（加藤智恵子） 議員提出議案第3号 最低賃金の全国一律制と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について提案理由を説明いたします。

物価高に見合う賃上げが喫緊の課題となっていますが、今回の最低賃金の改定におい

て、最高額である東京都 1, 163 円と富山県との格差は 165 円のままであり、こうした賃金格差は若者の東京流出の要因にもなりかねません。

よって、物価上昇に見合う賃上げを目指し、最低賃金を早急に時給 1, 500 円以上に引き上げることをはじめ、都道府県間格差の縮小・是正を目指すことや、中小企業、小規模事業所への支援を強化し、原材料費と人件費を価格転嫁できる仕組みを整備することを強く要望するものであります。

以上をもちまして、提案理由の説明といたします。

○議長（古川元規） 以上で提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（古川元規） これより、以上の案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（古川元規） お諮りいたします。

以上の案件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（古川元規） これより、採決いたします。

まず、議員提出議案第 1 号 舟橋村議会の個人情報の保護に関する条例一部改正の件について採決します。

この案件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書の提出について採決します。

この案件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号 最低賃金の全国一律制と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について採決します。

この案件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川元規） 起立全員であります。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出方法については、議長にその取扱いを一任されるようお願いいたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の 閉会中の継続審査申し出の件

○議長（古川元規） 次に、日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件について議題といたします。

本件については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり各委員会から閉会中における所管事務の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

閉 会 中 の 継 続 審 査 の 申 し 出 一 覧

委 員 会 名	所 管 事 務 調 査 事 項
議 会 運 営 委 員 会	1 議会の運営に関する事項 2 議会関係の条例及び規則に関する事項 3 議長の諮問に関する事項
総務教育常任委員会	1 村政の重要施策の推進に関する事項 2 防災対策の強化に関する事項 3 行財政の効率的な運営に関する事項 4 学校教育の充実に関する事項 5 スポーツ、生涯学習及び地域文化の振興に関する事項 6 消防の充実、強化に関する事項 7 他の常任委員会に属しない事項
産業厚生常任委員会	1 生活環境及び道路交通網の充実に関する事項 2 村民の健康維持、増進に関する事項 3 住民福祉の増進に関する事項 4 農業の振興対策に関する事項 5 商工業及び観光の発展に関する事項

○議長（古川元規） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村 長 挨 拶

○議長（古川元規） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案 16 件、そして追加議案 2 件につきましては、満場一致の可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

本定例会並びに委員会の運営に対しては、いささかの疑問を感じる定例会となったことは遺憾ではありますが、「覆水盆に返らず」という言葉があります。

改めて公人としての所作に対しての責任を痛感させられたことは、今後の自身にとって、そして議員各位にとってもよい教訓になっていくものと感じております。

ようやく春らしい日が増え、新緑が目映る時期となりました。いよいよ新年度とい

う時期でありますので、改めて初心を振り返り、舟橋村政の推進に尽力してまいること
をお誓い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

閉 会 の 宣 告

○議長（古川元規） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年3月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時39分 閉会